大切な自然を守るため

伐採には が必要です

どの役割を果たしてい りではなく、水源かん 事前に届け出が必要と る公共財でもあり、地 養や地球温暖化防止な る人の資産であるばか なります。 森林は、所有して 森林を伐採する際は

▽届け出方法 ▽届け出期間 実際に伐採を始 られています。皆さん、忘れず 開発から守るために法律で定め に届け出を行いましょう。 域社会にとって重要な資源です。 な森林を違法な伐採や無秩序な める90日前から30日前まで また、伐採の届け出は、大切 町農林課に備え

付けの届け出用紙に ※伐採業者に依頼 記入の上、提出してください ・届け出先・問い合わせ 場合は、所有者と伐採業者と 林課林業振興係(☎82-31 の連名での届け出となります。 (販売) する

11内線213) へどうぞ。

町営墓地での使用者変更など

忘れずに届け出を

る方は、 ▽届け出が必要とな 届け出をしましょう ますので、忘れずに 届け出が必要になり 更があった場合など 2墓地を使用してい 更があったとき▼ の住所や本籍に変 後楽墓地、 使用者の変 ▼使用者 後楽第

> を届け出先・問い合わせ たときー 用権を継承したとき▼墓地に いとき▼ほかの墓地に改葬し みがなくなり、 出などで墓地を使用する見込 墓標などを設置するとき▼転 使用者の死亡などで墓地の使 ―など 町に返還した 町町

3111内線125、 民課生活安全チーム (☎82-へどうぞ。

野外焼却は

やめましょう

大きさは名刺サイズです

家庭ごみの野外焼 庭先・空き地での 家庭用焼却炉や

却は、 絶対にやめましょう。 おくれるように、野外焼却は 皆さんが健康で快適な生活を を発生するものもあります。 るものによっては、有害ガス で禁止されています。 県の生活環境保全条例 焼却す

問い合わせ 安全チーム(内線125 126) へどうぞ。 町町民課生活

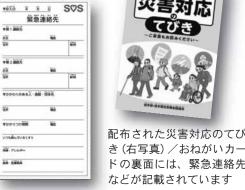
社会全体で障がいのある方を支えよう

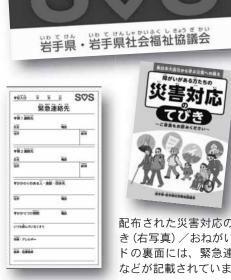
提示されたら手助けを

障がいのある方自らの障が れている「おねがいカード」 てびき)を配布しています。 障がいのある方々とその家 は、いざという時のために 害対応のてびき》」(以下、 《障がいがある方たちの災 津波から学ぶ災害の備え 族に向けて「東日本大震災 このてびきにとじ込みさ 県社会福祉協議会では、

> ているカードです。災害のとき お問い合わせください。 お、てびきが届いていない方は 援を行うようにしましょう。な 緊急連絡先への連絡、 などに、カードを提示されたら や急な病気・発作、困ったとき い情報や緊急連絡先が記載され 必要な支

▼問い合わせ 町健康福祉課地 域福祉係(☎82-3111 線151)へどうぞ。 內





たの支援が必要です